

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

札幌市立北野中学校

本校では、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」施行により、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むため、本校における「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

(2) 基本理念 **いじめを許さない雰囲気作り：学級、学年、そして学校全体で**

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

○いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

○ 定例「いじめ対策委員会」

・学校長 ・教頭 ・生徒支援部代表 ・教務部代表 ・学年代表 ・養護教諭
・スクールカウンセラー ・コーディネーター ・スクールソーシャルワーカー

○ 臨時「いじめ対策委員会」メンバー

・上記メンバー + 該当学年生活係 + 該当学級担任 + 該当部活顧問

* 構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催

(2) 活動

- ① いじめの未然防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること
- ③ いじめへの対処に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ⑤ いじめ防止に関わる生徒の自発的な活動に対する援助を行うこと

(3) 開催【月1回開催】

	月	内容		月	内容
第1回	4月	年度当初の確認と昨年度の状況把握	第7回	10月	前月の状況把握と対策
第2回	5月	前月の状況把握と対策	第8回	11月	前月の状況把握と対策
第3回	6月	前月の状況把握と対策	第9回	12月	前月の状況把握と対策
第4回	7月	前月の状況把握と対策	第10回	1月	2学期および冬休みの状況把握と対策
第5回	8月	1学期および夏休みの状況把握と対策	第11回	2月	前月の状況把握と対策
第6回	9月	前月の状況把握と対策	第12回	3月	年度末反省、基本方針見直し、来年度に向けて

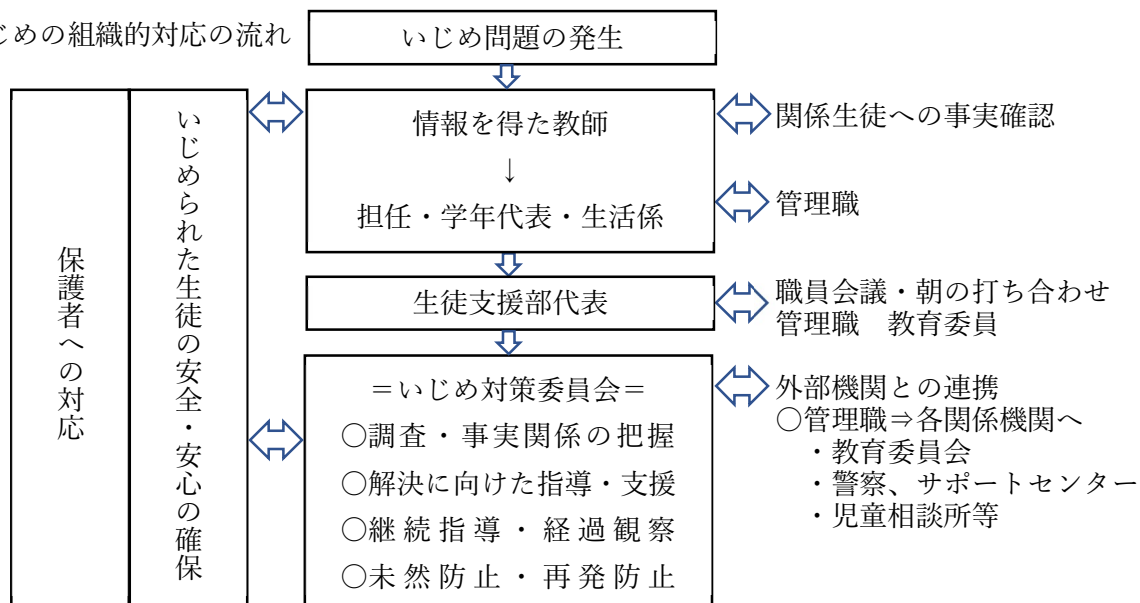
3 いじめの未然防止

- ① 学校教育目標「心と体を磨き 学びを拓く」に基づいた、学校としてめざす生徒像の一項目「思いやりがあり、人とのつながりを大切にする生徒」の育成を強く意識し、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない、そしていじめを許さない環境づくりに組織的に取り組む。
- ② 生徒一人一人が充実感や達成感をもてる「わかる・できる・楽しい」授業の実践に努める。
- ③ 学校行事の充実、読書活動・体験活動を通じて、社会性を育み、お互いを認め合い、人格を尊重する態度を養う。
- ④ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図り、生命の大切さを尊ぶ気持ちを育てる。
- ⑤ 生徒および保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

4 いじめの早期発見

- ① いじめ調査等のアンケートの実施
 - ・ いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。
 - i 教育相談アンケート調査…年2回
 - ii 札幌市教育委員会による悩みやいじめに関するアンケート調査…年1回
 - iii いじめアンケートの実施…年3回
- ② 教育相談の実施
 - ・ 生徒および保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
 - i 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り…年2回
 - ii 三者懇談による相談の機会…年2回
 - iii スクールカウンセラーの活用（相談支援パートナーも含む）
 - iv いじめ相談窓口の設置（教育相談係を配置）
- ③ いじめの防止に関する校内研修の実施
 - ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質の向上を図る。

5 いじめの組織的対応の流れ



6 いじめに対する措置

- ① いじめの相談を受けた時や、生徒がいじめを受けていると思われる時は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラー等の協力を得つつ、いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する情報提供および支援・いじめを行った生徒に対する指導および支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- ③ 必要があると認める時は、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を一定期間講ずる。
- ④ いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。
- ⑤ 生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談、通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

7 学校による懲戒

- 校長、教頭および教員は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えるものとする。

8 重大事案への対処

- いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時には、次の対処を行う。
- ① 重大事態が発生した旨を、札幌市教育委員会にすみやかに報告する。
 - ② 札幌市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒および保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供する